

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の六十五（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二の十九第一項中「一万五千円」の下に「（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、一万三千円）」を加え、同条第二項中「一万二千円」の下に「（電子申請による場合にあつては、一万円）」を加える。

附 則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

理由

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録等に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める必要があるからである。